

議第 8 号議案

介護職員の処遇改善を求める意見書

介護職員の処遇改善を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 6 月 20 日

提出者 ふじみ野市議会議員

塚 越 洋 一

賛成者 ふじみ野市議会議員

床 井 紀 範

伊 藤 初 美

新 井 光 男

足 立 志津子

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

介護職員の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎えた中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した2025年に向けた介護人材にかかる需要推計の確定値では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護サービスに深刻な影響を与えるため、地方自治体としては看過できない問題となっています。介護報酬削減の結果、職員不足・労働条件の悪化・生計困難からの離職者の増加という負の連鎖が始まり、地域の介護事業所は存亡の危機にさらされています。

当市においても、職員の離職や採用難などのために、施設に空きがあっても入所させられなかったり、入浴などの基本的サービスができなくなるなどの問題が起きています。

平成27年度の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算が拡充されましたが、基本報酬が引き下げられたため、介護事業所の運営に甚大な影響を及ぼすとともに、利用者の安全や介護の質にも影響を与えかねない事態を招いています。平成30年度には0.54%のプラス改定が行われましたが、基本報酬の引き下げを取り戻す水準にはほど遠く、介護職員の有効求人倍率は4倍を超えています。

また、介護施設の正規職員でも、賃金は全産業労働者よりも平均10万円も低い水準になっています。(賃金構造基本統計調査)

よって政府は、介護現場での人材確保と離職防止のため次の処遇改善策を緊急に実施するよう強く求めます。

1. 介護現場で働くすべての介護職員の賃金水準を全産業労働者並みに引き上げること。
2. 介護報酬の引き上げを行うこと。
3. 介護職員の処遇改善にあたっては、利用者や地方自治体に負担を求めず、介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げなど、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣